


宮監公表第 32 号  
平成 30 年 8 月 20 日

宮崎市監査委員	梶	谷	欣	
宮崎市監査委員	神	戸	洋一郎	
宮崎市監査委員	星	山	健	
宮崎市監査委員	近	藤	慶	

### 定期監査措置状況の公表について

平成 30 年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等
  - ・佐土原総合支所
  - ・教育委員会
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

## 平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>①平成29年度特別支援教育就学奨励費（前期）について、申請書の申請金額の内訳「学用品・通学用品購入費」の額が6,716円であるにもかかわらず、誤って7,160円と記載していた（戻入額444円）。（赤江中学校）</p> <p>②平成29年度生活保護費受給者の宿泊研修費調書について、食事代のうち昼食代を2回（昼食550円×2回）で算定すべきところ、1回（昼食550円）で算定していた。（生目小学校）</p> <p>③理科室の薬品（劇物、毒物、危険物及び一般薬品）の管理について、財務規則において、物品は帳簿と符合させなければならない旨規定されており、またその危険性や事故防止の観点から、台帳への正確な記録や定期的な点検による在庫管理など適正に管理すべきところ、次のような不備があった。</p> <p>イ. 薬品台帳において、在庫管理に必要な「購入量」欄、「使用量」欄、「現在量」欄の記入もれや記入誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「使用量」、「使用年月日」、「購入量」及び「購入年月日」の記載もれ（青島小学校、国富小学校、生目台中学校、赤江中学校、木花中学校、生目中学校）</li><li>・「使用量」、「現在量（残量）」及び「購入年</li></ul>	<p>①教材一覧表をデータ作成する際、一部を非表示にしていたため計算誤りを見落としてしまい、平成30年5月10日に戻入処理をした。今後は、非表示ではなく行削除を使い作成する。また、内訳や合計金額に誤りがないかを複数で確認する。</p> <p>②訂正した宿泊研修費調書を平成30年5月14日に社会福祉第二課に提出した。差額分は社会福祉第二課が6月5日に対象者に支給した。今後は、管理職と事務職員が情報共有し、内訳や合計金額に誤りがないかを複数で確認する。</p> <p>③イ. 夏季休業中に実施する諸表簿点検において、理科室薬品と薬品台帳について記入漏れや記入誤りがないか点検を行う。また、理科主任を対象とした研修会を開催し、具体的な理科薬品の管理についての研修を実施する。また、「薬品管理の手引き（県教育委員会）」をもとに、薬品台帳の記載方法を全ての学校で統一する。</p>

月日」の記載誤り（青島小学校、青島中学校、生目台中学校、赤江東中学校、木花中学校、生目中学校）

ロ. 劇物及び毒物は薬品台帳と保有量を月1回照合し、在庫点検すべきところ、実施していない月があった。（赤江小学校、本郷中学校）

④平成29年度及び平成30年度の佐土原図書館ボランティアの謝礼について、根拠となる定めのないまま、1日当たり1,000円を支給していた。

さらに、不用な薬品や長期間使用していない薬品については、確実に廃棄処理をさせる。学校で処理できない薬品については、「学校から排出される廃棄物の処理の事前調査」を活用し、不用な薬品が保管されることのないようにする。

ロ. 各学校において、「月1回の点検」を月行事や週行事に明示させ、確実な点検の実施と管理職等を含めた複数での確認体制の確立について、諸表簿点検において実施状況を確認する。

④図書館ボランティア制度を開始した平成17年4月から根拠となる定めのないまま、ボランティア謝金を支給していた。今回の指摘を受け、平成30年6月11日付けで、図書館ボランティアに係る規定を定めた「宮崎市立佐土原図書館個人ボランティアの受入れに関する要綱」を制定した。

平成30年7月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会  
教育長 西田 幸一郎

